

事務連絡
令和5年6月13日

区内 地域密着型サービス
介護予防・日常生活支援総合事業
事業所各位

台東区福祉部介護保険課長
松上研治

令和4年度介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書の提出について（通知）

日頃より当区の介護保険事業にご協力いただき厚く御礼申し上げます。
さて、「令和4年度介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書」の提出について、以下の通りとします。

記

1 提出対象事業所

地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を実施の事業所で、令和4年度介護職員処遇改善加算計画書・介護職員等特定処遇改善加算計画書・介護職員等ベースアップ等支援加算計画書を台東区に提出した事業所

2 提出書類及び提出期限

(1) 提出書類

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書

(2) 提出期限

令和5年7月31日（月曜日）必着

様式は、当区のホームページからダウンロードしてください。

地域密着型サービス事業所

トップページ>健康・福祉>高齢・介護>事業者情報（事業者の方へ）>
【重要】介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の届出等について（地域密着型サービス）

介護予防・日常生活支援総合事業

トップページ>健康・福祉>高齢・介護>高齢・介護に関する計画・方針等>事業者の方へ>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について>【重要】介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の届出等について（介護予防・日常生活支援総合事業）

3 提出方法・提出先

電子申請または郵送でご提出ください。詳細は上記の区ホームページよりご確認ください。

4 その他

年度途中で事業所を廃止した場合や加算の算定を終了する場合は、最終加算の支払いがあった翌々月の末日が実績報告書の提出期限となりますのでご注意ください。

【例】令和4年7月末事業所廃止又は加算の算定を終了

令和4年9月支払い（7月サービス提供分）

令和4年11月末日が令和4年度実績報告書提出期限

【担当】台東区役所 福祉部 介護保険課
事業者担当

【電話】03-5246-1243